

落札者決定基準(案)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、企業団にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、提案内容の評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価方式を採用し、「総合評価点数」の最も高い入札者を落札候補者とし、事後審査を行った後、落札者を決定する。

(1) 技術点

別添「提案評価表」に基づき提案内容の評価し、「技術点」を付与する。ただし、企業団の定める重要項目について項目ごとに最低限要求する要件を満たしていない場合は、当該評価項目について 0 点とする（要件については、「2 技術点の算出方法」中の「(4) 評価項目の得点」を参照のこと）。なお、技術点の満点は 700 点とする。

(2) 価格点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格点」を付与する。
なお、価格点の満点は 300 点とする。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び (2) で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（＝総合評価点数）が最も高い者を落札候補者とし、事後審査を行った後、落札者を決定する。
また、合計点数の満点は、1,000 点（技術点 700 点＋価格点 300 点）とする。

(4) 総合評価点数が最も高い者が複数ある場合の対応

総合評価点の最も高い者が同点で 2 者以上である場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。

2 技術点の算出方法

(1) 配点の考え方

各評価項目（大分類）に配分する得点は下表のとおり設定する。

評価項目（大分類）	配点	比重
（委託業務の概要）	30	4.3%
（委託業務の内容）	60	8.6%
（総務業務センターの詳細）	—	—
受注者と企業団の主な役割分担	20	2.8%
推進体制	300	42.8%
総務業務センター運營業務の管理	95	13.6%
サービス水準	170	24.3%
業務の引継ぎ	25	3.6%
合 計	700	

(2) 各評価項目の評価点

提案書の記述内容により、0点から5点までの6段階評価とする。また、6段階評価の目安は次のとおりとする。なお、提案評価表の評価項目に記載されている事項が提案されていれば、「標準である」（評価点3）を付与する。

評価の目安	評価点
標準よりもはるかに優れている	5
標準よりやや優れている	4
標準である	3
標準からやや欠けている	2
標準から大きく欠けている	1
記述がない（評価できない）	0

(3) 各評価項目の重み

評価項目ごとに、重要度に応じて「3」から「5」までの重みを設定する。

(4) 評価項目の得点

評価項目ごとの評価点に各評価項目の重みを乗じて得た点を評価項目の得点とする。

ただし、評価項目において重みが「5」の項目については重要項目とし、当該評価項目の評価点に重みを乗じて算出された結果が15点未満の場合は当該評価項目の得点を0点とする。

(5) 技術点に係る得点

技術点に係る得点については、評価項目ごとの得点を合計したものとする。

3 価格点の算出方法

価格点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格点} = 300 \times (\text{入札価格の最低価格} / \text{入札価格})$$

ただし、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

(例) A社1億円（最低価格）、B社1億5千万円、C社1億3千万円、D社1億1千万円の場合
A社300点、D社272.727…点、C社230.769…点、B社199.999…点